

華誠の法務ニュースレター

2026年4月 第52号

華誠の動向

華誠代理が手掛ける2件の案件が『商法』2025年度の優秀取引に選出された

法律の動向

我が国初の環境分野に関する法典が制定され、「生態環境法典」は8月から施行される
金融規制に関する立法が大きな進展を遂げ、金融法案が一般からの意見募集にかけられている

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

データ要素の市場化にさらなる制度的支援が加えられ、データ財産権登記に関するガイドラインの公開意見募集が実施された

AI 仮想アシスタントなどの擬人化インタラクティブサービスに対し、新たな規制が導入される予定である

競争と独占

公正競争審査制度が重要な改正を迎える、政策措置の審査範囲が拡大される予定である
企業集積の審査効率が向上する見込みであり、委託審査制度も最適化される予定である

知的財産権

主体が新たなツールを獲得 国家知的財産局、知的財産情報分析ガイドラインを発表
最高裁判所が知的財産権保護に関する新たな判例を発表し、科学技術革新に対する司法的保障がさらに強化された

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常ファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長樂路989号世紀商貿廣場26階
郵便番号：200031
電話：(86-21)5292-1111；(86-21)6350-0777
ファックス：(86-21)5292-1001；(86-21)6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街8号富華ビルDブロック5C
郵便番号：100027
電話：(86-10)66256025
ファックス：(86-10)66256025-800
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街37号馬迪尔ビル18階A2室
郵便番号：150010
電話：(+86)13936251391
E-mail: harbin@watsonband.com

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路279号208室
郵便番号：730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園B3-703室 干：
264000
電話：0535-4104160
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所：

広東省広州市天河区華夏路28号富力盈信ビル15階1507番室
電話：020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路楷林IFC、A座12B階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州市姑蘇区広濟南路369号蘇州華貿センター1301室です
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街269号27棟20階2001号
電話：+86-13398190635

昆明事務所：

雲南省昆明市盤龍区恒隆廣場オフィスビル30階3007号室
電話：+86-0871-63131786



今期の内容

華誠の動向

華誠代理が手掛ける2件の案件が『商法』2025年度の優秀取引に選出された ……4

法律の動向

我が国初の環境分野に関する法典が制定され、「生態環境法典」は8月から施行される…5
金融規制に関する立法が大きな進展を遂げ、金融法案が一般からの意見募集にかけられている…5

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

データ要素の市場化にさらなる制度的支援が加えられ、データ財産権登記に関するガイドラインの公開意見募集が実施された…6
AI 仮想アシスタントなどの擬人化インタラクティブサービスに対し、新たな規制が導入される予定である…6

競争と独占

公正競争審査制度が重要な改正を迎える、政策措置の審査範囲が拡大される予定である…7
企業集積の審査効率が向上する見込みであり、委託審査制度も最適化される予定である…7

知的財産権

主体が新たなツールを獲得 国家知的財産局、知的財産情報分析ガイドラインを発表…8
最高裁判所が知的財産権保護に関する新たな判例を発表し、科学技術革新に対する司法的保障がさらに強化された…8

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な状況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠代理が手掛ける2件の案件が『商法』2025年度の優秀取引に選出された

2026年3月4日、国際法雑誌『商法』は2025年度の「傑出した取引」選定結果を発表し、華誠が代理した2件の知的財産権関連事件がこのリストに選ばれた。ハリウッドの大手8つの映画会社が人人動画を相手取り著作権侵害訴訟を起こしたこの事件において、弁護士チームはプラットフォームの「避難港規則」を突破し、同プラットフォームがアメリカドラマ専門コーナーを設けたり積極的に作品を推薦したりする行為は故意であることを証明した。その結果、直接的な著作権侵害責任が追及され、中国とアメリカの知的財産権保護分野におけるモデルケースとなった。途虎が京東の車両メンテナンスサービスを相手取り不正競争を訴えた事件において、裁判所は京東が「震虎価格」などの宣伝表現を使用したことが商業上の名誉毀損に該当すると判断し、500万元の賠償を命じた。この事件は最高人民法院が選定した不正競争防止に関する典型的な事例として掲載されている。

我が国初の環境分野に関する法典が制定され、「生態環境法典」は8月から施行される

第14期全国人民代表大会第4回会議は3月13日、「中華人民共和國生態環境法典」を採決により可決した。これは『民法典』に続いて、我が国の立法史上で法典形式でまとめられた重要な法律であり、今年の8月15日から正式に施行される。この法典の制定により、我が国の環境保護立法は体系的な統合という新たな段階に入った。これまで複数の独立した法律に分散していた環境保護に関する規定は、現在、構造が整い、論理的に一貫した法律文書として統合されている。汚染防止から生態修復、資源の有効利用からグリーン発展に至るまで、この法典は各段階において明確な法的枠組みと責任体系を定め、生態文明の構築を推進するための堅固な制度的基盤を提供している。

(全国人民代表大会より)

金融規制に関する立法が大きな進展を遂げ、金融法案が一般からの意見募集にかけられている

金融規制体制の再構築を目的とした基礎的な法律である「中華人民共和國金融法（草案）」が、3月23日に司法部を含む5つの部門によって共同で発表された。現在、社会からの意見募集段階にあり、意見募集期間は4月19日に終了する。この草案の最も重要な関心事項は、統一かつ調和のとれた金融規制メカニズムを構築し、現行の規制制度間におけるギャップを埋めることにある。この草案では、金融機関の運営行為についてより明確な規制を設けるとともに、金融消費者の権利保護に関する規定も強化されている。注目すべきは、この草案が金融イノベーション活動に特化した規制枠組みを設け、イノベーションの促進とリスク防止の間でバランスを図ろうとしている点である。この法律の制定により、我が国の金融業界が長期的かつ安定的に発展するための制度的基盤が築かれかもしれない。

(司法部より)

データ要素の市場化にさらなる制度的支援が加えられ、データ財産権登記に関するガイドラインの公開意見募集が実施された

データ資産の所有権確定という重要な課題について、国家データ局は4月7日、「データ所有権登記作業ガイドライン（試行）（公開意見募集稿）」を発表し、社会各層からの意見を募集している。意見募集の締切は4月19日である。このガイドラインの核心的な革新点は、三権分置に基づくデータ財産権登記制度を確立したことにある。すなわち、データ資源の保有権、データの処理・利用権、およびデータ製品の営業権がそれぞれ独立して登記される仕組みである。この設計は、データ要素の流動における所有権の明確化という課題に応え、データ取引やデータの流通に向けた実用可能な法的根拠を提供している。このガイドラインでは、登録機関の参入要件、登録手続きの標準化に関する要件、および登録証明書の有効性の認定など、実務上の諸問題についても詳細な規定を設けている。

（国家データ局 より）

AI 仮想アシスタントなどの擬人化インタラクティブサービスに対し、新たな規制が導入される予定である

国家インターネット情報弁公室は4部門と共同で、4月13日に「人工知能の擬人化インタラクティブサービス管理暫定措置」を正式に公布した。この措置は7月15日から施行される。AIチャットボットやスマートバーチャルアシスタントなどの技術が広く普及するにつれて、規制当局によるこうしたサービスに対する規制要請はますます緊急性を増している。本措置では、サービス提供者のコンプライアンス義務を明確にし、サービス開始前にセキュリティ評価を完了することを義務付けている。また、インタラクション内容やユーザーデータの収集といった重要なプロセスについても、明確な制限基準（「レッドライン」）を設けている。この措置は特に未成年者層に重点を置いており、未成年ユーザーに関わる利用シナリオについては事前に保護者の許可を得ることが義務付けられている。これは、特別な保護が必要な集団に対する配慮を反映したものである。

（国家インターネット情報弁公室より）

公正競争審査制度が重要な改正を迎える、政策措置の審査範囲が拡大される予定である

国家市場監督管理総局は3月24日、「公正競争審査条例実施方法（改正案（意見募集稿）」）を公表し、意見募集期間を4月24日までと定めた。今回の改正は、審査制度の複数の重要な段階を対象としています。改正案の核心的な変更点は以下の三つの点に表れている。第一に、審査の対象範囲が従来分野から政府調達や入札・契約といった政策立案の段階まで拡大されたこと。第二に、審査基準がより具体的になり、競争を排除または制限する可能性のある状況が明確に定義されたこと。第三に、監督・責任追及メカニズムが強化され、抽出検査や業績評価といった新たな制約手段が導入されたことである。これらの調整は、政府部門が公正な競争を妨げる政策措置を講じるのを根本から防ぐことを目的としている。

（国家市場監督管理総局より）

企業集積の審査効率が向上する見込みであり、委託審査制度も最適化される予定である

国家市場監督管理総局は3月20日、事業者集中に関する委託審査制度を改善する新たな公告を発表し、関連規定は8月1日から施行される。公告の内容によると、一定の要件を満たす事業者集中の申告案件については、今後、省レベルの市場監督管理部門に審査を委託することが可能となる。これにより、案件の処理負荷が軽減され、審査効率が向上する。この公告では、委託審査の業務プロセスについても規範化し、事件の移送メカニズム、審査期限の要件、および審査結果の再検証手続きを明確にしている。この制度の調整により、独占禁止法執行資源の配分が最適化され、全体的な執行効率が向上する。

（国家市場監督管理総局より）

主体が新たなツールを獲得 国家知的財産局、知的財産情報分析ガイドラインを発表

3月6日、国家知識産権局は正式に「知識産権情報分析活用ガイドライン」を発行し、企業や研究機関が知識産権情報の研究を行うための方法論の参考を提供した。

ガイドラインは、特許検索分析、特許ナビゲーションの構築、知識産権リスク警告などの実務作業の操作手順を体系的に紹介しており、特許、商標、地理的表示など、さまざまな知識産権のタイプをカバーしている。

イノベーション主体にとって、このガイドラインは知識産権情報の発掘と活用能力を向上させ、研究開発の意思決定、技術の配置、リスク管理などの分野でより正確な判断を行うための助けとなる。

(国家知識産権局より)

最高裁判所が知的財産権保護に関する新たな判例を発表し、科学技術革新に対する司法的保障がさらに強化された

最高人民法院は2月28日、第49批の指導的判例を公表した。本批判例のテーマは、科学技術革新における知的財産権の司法保護を強化することにある。本一連の事例では、科学技術革新分野における典型的な紛争事例が選ばれており、特許侵害の認定、技術秘密の保護、ソフトウェア著作権に関する争議などが含まれている。事例分析を通じて、最高人民法院は技術革新の成果に対する法的保護範囲を明確にし、侵害による損害賠償額の算定方法についても詳細に規定した。これらの指導的判例は、下級裁判所が同種の事件を処理する際の判断基準を提供し、知的財産権に関する司法保護の一貫性と権威性の向上に寄与する。

(最高人民法院より)